

事 務 連 絡
平成 2 5 年 9 月 1 3 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

検定合格証紙の廃止に係る制度改正が適用された品目の一覧について（周知）

平素より、厚生労働行政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、薬事法施行令（昭和 3 6 年政令第 1 1 号）第 6 0 条に規定する検定合格証紙の廃止等を規定した薬事法施行令の一部を改正する政令（平成 2 5 年政令第 1 9 号。以下「改正政令」という。）及び薬事法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年厚生労働省令第 7 8 号）が公布され、これらに基づく新制度が平成 2 5 年 7 月 1 日から施行されることとなったところです。

一方、改正政令附則第 3 条により、平成 2 7 年 6 月 3 0 日までの間は、従前の制度を用いて検定の申請ができることとされているほか、当面、従前の制度に基づき検定合格証紙が貼付された製品と、新制度に基づき検定の合格年月日が表示された製品が混在して流通することが想定されることから、新制度への移行が確認された品目の一覧表について、下記の厚生労働省ホームページにおいて公表することといたしました。

つきましては御了知の上、貴管下関係業者等に周知いただくとともに、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

「新しい検定制度に移行した品目の一覧」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kentei_ikou/index.html